



宮 崎 県 公 報

令和 6 年 11 月 28 日（木曜日） 第 565 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 64,800 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定……………（福祉保健課）1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更（ “ ” ）1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出（ “ ” ）1	
○保安林の指定（7件）……………（自然環境課）2	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知……………（ “ ” ）3	
公 告	
○軽油引取税に係る免税証の無効公告……………（税務課）3	
○クリーニング師試験の実施……………（衛生管理課）3	
○大規模小売店舗の変更に係る届出……………（商工政策課）4	
○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見……………（商工政策課）4	
○大規模小売店舗の変更に係る届出に対する市町村の意見（3件）……………（ “ ” ）4	
○公共測量の終了の通知（2件）……………（管理課）5	
教育委員会規則	
○教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則……………5	
○宮崎県教育職員免許状再授与審査会規則……………9	
教育委員会告示	
○令和7年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集人員……………9	

告 示

宮崎県告示第 651号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和 6 年 11 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
彩り在宅クリニック	都城市郡元町2716番 1	令和 6 年 10 月 1 日
久保皮膚科	西都市右松羽黒垣添10 85－ 2	令和 6 年 11 月 1 日
江藤歯科医院	児湯郡高鍋町北高鍋 1 36番地 1	令和 6 年 10 月 15 日

宮崎県告示第 652号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（第55条第2項において準用する同法第50条の2）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 11 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
安藤胃腸科外科医院	都城市豊満町 827－ 1

2 届出事項

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
三学会安藤胃腸科外科医院	安藤胃腸科外科医院	令和 6 年 5 月 9 日

宮崎県告示第 653号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（第55条第2項において準用する同法第50条の2）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 6 年 11 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
彩り在宅クリニック	都城市都北町5882－ 1	令和 6 年 9 月 30 日
安富歯科医院	都城市妻ヶ丘町14街区 12号	令和 6 年 6 月 30 日
川名皮膚科	延岡市上大瀬町 3 番地 8	令和 6 年 9 月 30 日

つばき薬局	延岡市上大瀬町3番地 6	令和6年9月30日
-------	-----------------	-----------

宮崎県告示第 654号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年11月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字三ツ岩3120－109、3120－110、3120－119
- 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 655号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年11月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字芋踏川1832－4、1832－17、1838－1から1838－3まで、1838－7、1838－8、字黒山1856、1869、1885、1886－2、字下之窪1981－1
- 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 656号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年11月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 日南市南郷町潟上字掛之谷7290－1、7290－2、南郷町榎原字穴ノ久保乙2102、乙2103－1
- 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 657号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年11月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 日南市北郷町郷之原字寺之下甲3203－1
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 658号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年11月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 日南市南郷町榎原字奉射丸甲1540、甲1541
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 659号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 6 年11月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 日南市南郷町榎原字取喰甲1650－1、甲1655－3、甲1665－2、甲1681－1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 660号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 6 年11月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 日南市南郷町榎原字二本松丙2282－1 から丙2282－3 まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 661号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の 3 において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和 6 年11月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種を定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第 3 号）第76条第 1 項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

令和 6 年11月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 免税証の種類
1,000 ℓ 券 1 枚
100 ℓ 券 1 枚
- 2 用途
林業等
- 3 記号及び番号
1,000 ℓ 券 J 2400374
100 ℓ 券 G 2407387
- 4 有効期間
令和 6 年11月 1 日から令和 7 年 4 月30日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称
平和石油株式会社
- 6 紛失年月日
令和 6 年11月13日

クリーニング業法（昭和25年法律第 207号）第 7 条第 1 項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和 6 年11月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 試験の期日
令和 7 年 2 月 6 日（木曜日）
- 2 試験の場所及び時間
 - (1) 学科試験
ア 場所 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番18号 県庁防災庁舎 7 階 防72号室
イ 時間 午前10時30分から正午まで
 - (2) 実地試験
ア 場所 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番18号 県庁防災庁舎 7 階 防71、72、76号室
イ 時間 午後 1 時から午後 5 時まで
- 3 試験科目
 - (1) 学科試験
ア 衛生法規及び公衆衛生に関する知識
イ 洗たく物の処理に関する知識
 - (2) 実地試験
洗たく物の処理に関する技能
- 4 受験資格
学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（ク

ーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第 154号）附則第5項の規定により、学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。）

5 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書に試験手数料 7,200円に相当する額の宮崎県収入証紙を貼り、次に掲げる書類を添えて住所を管轄する保健所の長（県外居住者にあつては、宮崎県内の保健所の長）を経由して宮崎県福祉保健部衛生管理課に提出すること。

(1) 履歴書（学歴を詳細に記入すること。）

(2) 受験資格があることを証する書類（卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は厚生労働大臣の認定に係る認定書の写し）

(3) 写真（出願前6月以内に撮影した正面、上半身、無帽で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

6 受験願書の受付期間

令和7年1月6日（月曜日）から同月20日（月曜日）まで

7 その他

(1) 宮崎県収入証紙には、消印しないこと。

(2) 受験者は、試験当日午前10時までに試験会場に集合すること。

(3) 合格者の発表は、令和7年2月20日（木曜日）午前9時から各願書提出先の保健所及び県ホームページにおいて行う。

(4) 受験手続その他事項については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話0985（44）2628）に問い合わせること。

なお、文書による照会、必ず返信用の切手を同封すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があつたので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年11月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

宮崎ナナイロ

宮崎市橋通西3丁目10番32号 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社橋百貨店 代表取締役 平田一馬

宮崎市橋通西3丁目10番32号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社KAOMISE FAMILY 代表取締役
中川貴

都城市蓼原町1880-1

外8者

（変更後）株式会社KAOMISE FAMILY 代表取締役
中川友喜

都城市蓼原町1880-1

株式会社白寿生科学研究所 代表取締役 原浩之

東京都渋谷区富ヶ谷1-37-5

外8者

4 変更の年月日

(1) 令和6年6月27日

(2) 令和6年8月1日

5 変更する理由

(1) 小売業者の代表者変更のため

(2) 小売業者の変更のため（新規出店）

6 届出年月日

令和6年11月18日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年11月28日から令和7年3月28日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和6年11月28日から令和7年3月28日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年11月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル加納店

宮崎市清武町加納乙 382-4 外

2 意見の対象となつた届出、届出事項及び届出年月日

法第5条第1項の規定による届出

大規模小売店舗の新設

令和6年7月29日

3 意見の概要

駐車場出入に対する交通安全上の対策に万全を期すこと。

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年11月28日から令和7年1月6日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）

。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年11月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール宮崎
宮崎市新別府町船戸 750番地 1
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
設置者の代表者変更、小売業者の名称、住所、代表者の変更並びに小売業者の入替
令和6年7月17日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和6年11月28日から令和7年1月6日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年11月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール宮崎
宮崎市新別府町船戸 750番地 1
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項及び大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更
令和6年7月17日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和6年11月28日から令和7年1月6日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、日南市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年11月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアコスモス油津店
日南市瀬貝3丁目5番1 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の名称の変更
令和6年10月18日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和6年11月28日から令和7年1月6日まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県北諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年11月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域
宮崎県都城市高木町、太郎坊町
- 3 作業終了日
令和6年7月1日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、熊本防衛支局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和6年11月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
宮崎県新富町
- 3 作業終了日
令和6年10月31日

教育委員会規則

教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月28日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第10号

教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法等施行細則（昭和30年宮崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																										
（免許法施行規則附則第38項の適用を受ける者の場合） 第15条の2 免許法施行規則附則第38項の適用を受ける者が保健の教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合に修得することを必要とする最低単位数は、次の表の区分によるものとする。 〔略〕 （中学校の教科に関する専門的事項に関する科目） 第19条 中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第4条第1項の表備考第1号イからカまでに掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目について1単位以上修得するものとする。 2～4 〔略〕 （高等学校の教科に関する専門的事項に関する科目） 第19条の2 高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第5条第1項の表備考第1号イからムに掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目について1単位以上修得するものとする。 （特別支援学校教諭の特別支援教育に関する科目） 第24条 特別支援学校教諭の普通免許状を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許状の種類に応じ、次の表の定めるところによる。 <table><tr><td colspan="5">〔略〕</td></tr></table> 備考 1・2 〔略〕 3 第3欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。 様式第2号（第29条、第31条－第33条、第34条関係） <table><tr><td colspan="5">〔略〕</td></tr><tr><td>①</td><td>学校種</td><td>職名</td><td>期間</td><td>合計</td></tr><tr><td>教</td><td>幼・小・中・高・</td><td></td><td>〔略〕</td><td></td></tr></table>	〔略〕					〔略〕					①	学校種	職名	期間	合計	教	幼・小・中・高・		〔略〕		（免許法施行規則附則第35項の適用を受ける者の場合） 第15条の2 免許法施行規則附則第35項の適用を受ける者が保健の教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合に修得することを必要とする最低単位数は、次の表の区分によるものとする。<u>ただし、次の表に規定する在職年数については、当分の間、看護師養成施設における在学年数1年在職年数2年とみなして通算することができる。</u> 〔略〕 （中学校の教科に関する専門的事項に関する科目） 第19条 中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第4条第1項の表備考第1号イからカまでに掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上（同規則第4条第1項の表備考第1号イからカまでに掲げる教科に関する専門的事項に関する科目の数が、第4章に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合の教科に関する専門的事項に関する科目の最低修得単位数を超えときは、当該最低修得単位数に相当する数の教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上）修得するものとする。 2～4 〔略〕 （高等学校の教科に関する専門的事項に関する科目） 第19条の2 高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第5条第1項の表備考第1号イからムまでに掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上（同規則第5条第1項の表備考第1号イからムまでに掲げる教科に関する専門的事項に関する科目の数が、第4章に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合の教科に関する専門的事項に関する科目の最低修得単位数を超えときは、当該最低修得単位数に相当する数の教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上）修得するものとする。 （特別支援学校教諭の特別支援教育に関する科目） 第24条 特別支援学校教諭の普通免許状を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許状の種類に応じ、次の表の定めるところによる。 <table><tr><td colspan="5">〔略〕</td></tr></table> 備考 1・2 〔略〕 3 第3欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者（<u>発達障害者を含む。</u>）に対する教育に関する事項のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。 様式第2号（第29条、第31条－第33条、第34条関係） <table><tr><td colspan="5">〔略〕</td></tr><tr><td>①</td><td>学校種</td><td>職名</td><td>担当教科</td><td>期間</td><td>合計</td></tr><tr><td>教</td><td>幼・小・中・高・</td><td></td><td></td><td>〔略〕</td><td></td></tr></table>	〔略〕					〔略〕					①	学校種	職名	担当教科	期間	合計	教	幼・小・中・高・			〔略〕	
〔略〕																																											
〔略〕																																											
①	学校種	職名	期間	合計																																							
教	幼・小・中・高・		〔略〕																																								
〔略〕																																											
〔略〕																																											
①	学校種	職名	担当教科	期間	合計																																						
教	幼・小・中・高・			〔略〕																																							

員 と し て の 在 職 期 間	特支（幼・小・中・高）		
	幼・小・中・高・特支（幼・小・中・高）		
	幼・小・中・高・特支（幼・小・中・高）		
	幼・小・中・高・特支（幼・小・中・高）		
[略]			

[略]

様式第2号の2（第30条、第33条関係）

[略]
[略]
（教育職員免許法第5条第1項3号から6号までの規定）
[略]

[略]

※以下、宮崎県教育委員会記入欄

[略]		
臨 時 免 許	添 付 書 類	[略]
	教員免許状の写し	[略]
	[略]	
[略]		

様式第3号（第30条、第33条関係）

[略]

（備考）1 所属長の証明は、現職でない者は出身学校又は勤務場所の責任者によるものとする。

2 [略]

様式第6号（第33条、第34条関係）

[略]

員 と し て の 在 職 期 間	特支（幼・小・中・高）		
	幼・小・中・高・特支（幼・小・中・高）		
	幼・小・中・高・特支（幼・小・中・高）		
	幼・小・中・高・特支（幼・小・中・高）		
[略]			

[略]

様式第2号の2（第30条、第33条関係）

[略]
[略]
（教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定）
[略]

[略]

※以下、宮崎県教育委員会記入欄

[略]		
臨 時 免 許	添 付 書 類	[略]
	教員免許状の写し等	[略]
	[略]	
[略]		

様式第3号（第30条、第33条関係）

[略]

（備考）1 所属長の証明は、現職でない者は出身学校の責任者又は県教育委員会が適当と認める者によるものとする。

2 [略]

様式第6号（第33条、第34条関係）

[略]

（備考）臨時免許状が授与されるべき具体的な根拠を（2）に明示すること（例：他の教員免許状、資格又は実務経験（年数を記載）等）。過去に授与された臨時免許状自体は新たに臨時免許状を授与する根拠とはならない。

別記様式第17号を次のように改める。

様式第17号(第43条の2関係)

特別免許状	
本籍地	
氏 名	
年 月 日生	
右の者に 特別免許状を授与する。	の定めるところにより
記	
年 月 日	宮崎県教育委員会
第 号	
根拠規定	
教育機関名	
卒業又は修了の年月日	
備考	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和 6 年 11 月 28 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第11号

宮崎県教育職員免許状再授与審査会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、宮崎県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

（委員）

第3条 省令第3条第1項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、医療、心理、福祉又は法律に関する分野において、専門的な知識及び経験を有する者その他県教育委員会が適当と認める者とする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会議）

第4条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が招集することができないときは、教育長が招集することができる。

2 審査会の議事について特別の利害を有する委員は、当該議事の議決に加わることができない。

3 会長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせることができる。

4 審査会の会議は、公開しない。

（庶務）

第5条 審査会の庶務は、県教育庁教職員課において処理する。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第7号

令和7年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集人員をここに公表する。

令和6年11月28日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

令和7年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集人員

学校名	障がい種	学 部	学 科 等		募集人員
明星視 覚支援 学校	視覚障がい	幼稚部	3歳児	通常学級	5人
				重複障がい学級	3人
			4歳児	通常学級	5人
				重複障がい学級	3人
			5歳児	通常学級	5人
				重複障がい学級	3人
		高等部	普通科	通常学級	8人

				重複障がい学級	3人
				保健医療科	8人
			専攻科	理療科	8人
				保健医療科	8人
都城さ くら聴 覚支援 学校	聴覚障がい	幼稚部	3歳児	通常学級	10人
				重複障がい学級	3人
			4歳児	通常学級	6人
				重複障がい学級	3人
			5歳児	通常学級	7人
				重複障がい学級	3人
		高等部	普通科	通常学級	8人
				重複障がい学級	3人
みやざ き中央	知的障がい 肢体不自由	高等部	普通科	通常学級	56人

支援学 校				重複障がい学級	8 人	支援学 校	い教育部門)			重複障がい学級	3 人
赤江ま つばら 支援学 校	病 弱	幼稚部	4・5 歳児	通常学級	5 人				4 歳児	通常学級	4 人
				重複障がい学級	3 人					重複障がい学級	3 人
		高等部	普通科	通常学級	8 人				5 歳児	通常学級	5 人
				重複障がい学級	3 人					重複障がい学級	3 人
みなみ のかぜ 支援学 校	知的障がい	高等部	普通科	通常学級	24 人		知的障がい (知的障がい教育部門)	高等部	普通科	通常学級	32 人
				重複障がい学級	8 人					重複障がい学級	7 人
日南く ろしお 支援学 校	知的障がい 肢体不自由	高等部	普通科	通常学級	16 人		肢体不自由 (肢体不自由教育部門)	高等部	普通科	通常学級	8 人
				重複障がい学級	5 人					重複障がい学級	7 人
				訪問教育学級	3 人					訪問教育学級	3 人
都城き りしま 支援学 校	知的障がい 肢体不自由	高等部	普通科	通常学級	40 人	延岡し ろやま 支援学 校高千 穂校	知的障がい 肢体不自由	高等部	普通科	通常学級	8 人
				重複障がい学級	16 人					重複障がい学級	3 人
				訪問教育学級	3 人						
小林こ すもす 支援学 校	知的障がい 肢体不自由	高等部	普通科	通常学級	16 人						
				重複障がい学級	5 人						
				訪問教育学級	3 人						
日向ひ まわり 支援学 校	知的障がい 肢体不自由	高等部	普通科	通常学級	8 人						
				重複障がい学級	9 人						
				訪問教育学級	3 人						
児湯る びなす 支援学 校	知的障がい 肢体不自由	高等部	普通科	通常学級	16 人						
				重複障がい学級	3 人						
				訪問教育学級	2 人						
清武せ いりゅ う支援 学校	肢体不自由	高等部	普通科	通常学級	8 人						
				重複障がい学級	8 人						
				訪問教育学級	3 人						
延岡し ろやま	聴覚障がい (聴覚障がい)	幼稚部	3 歳児	通常学級	5 人						

附 則

この告示は、公表の日から施行する。